障||害||者||自||立||支||援||制 の仕組み

日中一時支援事業

●日中一時支援事業について

9月までの日帰りショートステイに代わって、 町では10月1日から日中一時支援事業を実施して います。

障害児童の人に活動の場を提供し、社会に適応 するための日常的な訓練、支援、見守り等を行う とともに、保護者の具合が悪い場合や急用な場合、 障害児者を一時的に預る事業です。

■対象者

町内に住所を有する障害児者であって、町長が 必要と認めた人(自立支援給付の対象者を除く)。

利用者負担額

一人一時間当り		送迎加算 (片道)	
重度	75円	100円	
軽度	50円		

※重度・軽度の判断は、町独自の判定基準によっ て決定されます。



●指定事業者について

12月1日現在、5つの事業所が使用できます。下記以外の事業所を使用したい場合はご相談ください。

事 業 所 名	住 所	電話番号
	上三川町大字上三川5061-1	0285-56-3226
社会福祉法人 はくつる会	下野市箕輪425-1	0285-40-0388
社会福祉法人 せせらぎ会	壬生町大字安塚2032	0282-86-0059
社会福祉法人 壬生町社会福祉協議会むつみの森	壬生町壬生甲3843-1	0282-81-0235
社会福祉法人 パステル	野木町丸林407-32	0280-54-1387

▼問い合わせ先=健康福祉課 社会福祉係 ☎669128

• おわびと訂正

広報かみのかわ10月号16ページの「障害者自立支援制度の仕組みNo.8」の上段14行目、「なお町外 の利用の場合」は「なお県外の利用の場合」の誤りでした。訂正しおわび申し上げます。